

子育て支援課からのお知らせ

児童手当の制度が一部変更になります

☎ 子育て支援課 ☎ 2127

町では、中学校修了前の児童を養育している方で所得が下表①を超える方に特例給付（5,000円）を支給していますが、令和4年10月支給分から、所得が下表②以上の場合は特例給付が支給されなくなります。

また、今年度から受給者の現況を公簿などで確認することで、毎年6月に提出していた現況届が一部の方を除き不要となりました。現況届の提出が必要な方には、ご案内などを郵送しますので、6月30日(木)までに提出してください。（郵送提出可）

※所得が下表①未満の方は、これまでどおり、児童手当（10,000円または15,000円）が支給されます。

単位：万円

| 扶養親族などの数 (カッコ内は例) | ①所得制限限度額 (令和4年9月支給分まで) | | ②所得上限限度額 (令和4年10月支給分から) | |
|-----------------------------------|---------------------------|--------|----------------------------|--------|
| | 所得額 | 収入額の目安 | 所得額 | 収入額の目安 |
| 0人 (前年末に児童が生まれていない場合など) | 622 | 833.3 | 858 | 1071 |
| 1人 (児童1人の場合など) | 660 | 875.6 | 896 | 1124 |
| 2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など) | 698 | 917.8 | 934 | 1162 |
| 3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など) | 736 | 960 | 972 | 1200 |
| 4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など) | 774 | 1002 | 1010 | 1238 |
| 5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など) | 812 | 1040 | 1048 | 1276 |

児童クラブの登録受付（夏休みのみ利用）

夏休み期間中に児童クラブを利用する方の登録申請を、子育て支援課で受け付けます。

☎ 小学1～6年生

受付期間▶ 6月1日(水)～20日(月)厳守（土日除く）

必要書類▶ 登録申請書、家庭状況調査書、就労証明書等、児童クラブ利用に関する留意事項兼同意書、児童クラブ利用延長申請書（延長希望者のみ）

※入室案内や申請書などは、子育て支援課で配布します。（町ホームページでもダウンロード可）

利用期間▶ 給食が終了する日の翌日から給食が始まる日の前日まで

☎ 子育て支援課 ☎ 2160

各種無料相談

回…日時 場…場所 定…定員 受…受付場所 問…問合せ

弁護士による法律相談 ※要事前予約

契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。

回 ①10日(金)13時～15時30分
②24日(金)13時30分～16時30分

※相談は一人30分。

定 ①5名②6名(いずれも先着順)

※各相談日の2週間前から予約受付。

受・問 住民相談室 2213

司法書士による法律相談 ※要事前予約

相続に関する登記、遺言に基づく不動産登記、会社の登記、債務整理、成年後見開始申立書作成の手続きなどの相談に応じます。

回 16日(木)13時～15時

定 4名(先着順、6月8日(木)まで受付)

受・問 住民相談室 2213

行政書士相談

会社設立、農地転用、各種許認可、申請、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書作成の手続きなどの相談に応じます。

回 15日(水)13時～16時

受・問 住民相談室 2213

土地家屋調査士相談 ※要事前予約

土地家屋調査士が、土地の境界や測量、分筆、合筆などの相談に応じます。

受・問 住民相談室 2213

行政相談

行政相談委員が、行政の業務に関する要望や苦情などの相談に応じます。

回 21日(火)10時～12時

受・問 住民相談室 2213

住宅リフォーム相談 ※要事前予約

建築士が、住宅リフォームの相談に応じます。

受・問 住民相談室 2213

住民無料相談室

相続・遺言・離婚・成年後見など、身近な問題を埼玉県行政書士会会員に相談できます。具体的な相談の際は、資料をお持ちください。

回 7月3日(日)9時～12時

※相談は一人1時間まで

定 6組(先着順)

受・問 総合センター 722-9111

くらしの相談室

まちの法律家「行政書士」による遺言・相続・離婚・成年後見などの相談会です。ご相談者のペースに合わせて質問をお受けしますので、具体的な内容を相談する際は、資料などをご用意ください。

回 19日(日)9時～12時

定 3名(先着順)

受・問 ゆめくる 724-0717

暴力団被害相談 ※要事前予約

上尾警察署員が、暴力団員などによる不当な行為で困っている方の相談に応じます。

受・問 生活安全課 2283

心配ごと相談

民生委員・児童委員が、生活上の迷いやお困りごとの相談に応じます。

回 8日(水)・22日(水)9時～12時

場 ふれあい福祉センター相談室

問 伊奈町社会福祉協議会

☎722-9990

児童相談

※要事前予約

相談員が、子どものしつけや生活の相談に応じます。

回 17日(金)10時～15時

受・問 伊奈町子育て支援センター

☎728-3482

税の相談

※要事前予約

税理士会上尾支部税理士が、相続税・贈与税などの相談に応じます。

回 23日(木)10時～12時、13時～15時

受・問 税務課 2152

結婚相談

相談員が、結婚を希望する方の相談に応じます。

回 15日(水)9時30分～11時30分

場 ふれあい福祉センター相談室兼点訳室

問 伊奈町社会福祉協議会

☎722-9990

創業相談

これから開業・独立を検討している方や将来起業(創業)しようとお考えの方の相談に応じます。

回 平日8時30分～17時15分

場 伊奈町商工会館

問 伊奈町商工会 722-3751

女性相談 ※予約優先

専門の女性相談員が、DV・離婚問題や生活面の不安なことなど、女性の抱えるさまざまな悩みや不安と一緒に考え、解決する方法を探します。

回 14日(火)・28日(火)10時～12時、13時～14時

※相談は一人50分。

受・問 人権推進課 2241

消費生活相談

消費生活相談員が、消費者契約トラブルなどの相談に応じます。

成年年齢の引下げによる消費者トラブルなど、おかしいと思ったらお電話ください。※現在、新型コロナウイルス感染防止のため、基本的に電話での相談となります。来庁を希望される場合は、お問い合わせください。

回 毎週月～木曜日10時～12時、13時～15時(祝日除く)

相談電話番号(局番なし) 188

問 元気まちづくり課 2234

地域包括支援センター土曜日相談

高齢の方の介護・福祉・健康・生活などの相談に応じます。平日の通常相談とあわせてご利用ください。

回 ①11日(土)10時～14時

②18日(土)10時～14時

受・問 ①伊奈町地域包括支援センター ☎720-5656
②伊奈町南部地域包括支援センター ☎795-4900

行政書士街頭無料相談会

相続・遺言・成年後見・協議離婚・農地転用・各種許認可・会社設立などの相談に応じます。

回 11日(土)10時～16時

場 J R 桶川駅自由通路

問 埼玉県行政書士会上尾支部事務所

☎776-3367

4月中の町内交通事故

※()内は、令和4年1月から4月までの累計

発生件数 68件(251件)
人身事故 13件(33件)
物損事故 55件(218件)
死者 0人(0人)
負傷者 13人(33人)

※件数・人数は暫定数

自転車の傘さし運転はやめましょう
スローガン

振り込め詐欺 緊急対策

上尾警察署管内 令和4年1～4月

発生状況 10件 約1,657万円
(うち、伊奈町内発生件数1件 約1万5千円)

※上尾警察署調べ、被害件数・金額は暫定数

振り込め詐欺の撲滅をめざして!

あなたを騙す振り込め詐欺の3大キーワード

会話の中でこの言葉が出たら要注意!
▶携帯の番号が変わったよ
▶風邪をひいて声が変わったよ
▶またあとで連絡するから。携帯番号は…

「おかしい?」と思ったら「110番通報」または上尾警察署 ☎048-773-0110に通報しましょう。上尾警察署・上尾地方防犯協会

